

質問に対する回答

質問1 募集要項（5）ビジネスマッチング強化事業補助金

① この予算上限額 10,000,000円は、委託料20,000,000円とは別で見積書、積算内訳に入れる必要がありますか？

回答1-①

見積書、積算内訳は、は委託料部分（上限20,000,000円）についてのみ作成をお願いします。

ビジネスマッチング強化事業費補助金は、県が交付決定し、県から直接交付決定先の事業者を支払います。

② また、この10,000,000円は消費税及び地方消費税を含んでいますでしょうか？

回答1-②

補助金の交付に際し、補助金の対象とできる経費には、原則として消費税等仕入控除税額を含みません。

また、補助金の交付先事業者において、収入した補助金は通常は商品やサービスの対価ではないため、消費税の課税の対象とはなりません。

質問2 仕様書（6）補助金事業との連動及び運営支援（ビジネスマッチング枠・共通）

① 「ビジネスマッチング強化事業費補助金交付要綱に基づき～補助対象となる案件（ビジネスマッチング枠）の掘り起こし及び整理を行うこと」とありますが、ビジネスマッチング枠の補助対象となる案件としては、過年度山梨県の類似事業で支援を行ってきている、県内企業とスタートアップ等の共創案件が対象という理解でよろしいですか？

回答2-①

過去年度を実施したものを含む、県の各種スタートアップ支援事業での支援案件を主な対象として想定しています。

② 「補助事業者とそのマッチング企業が進める各プロジェクトに対し～メンタリングを実施すること」とありますが、（4）オープンイノベーション枠のプロジェクトのように、各プロジェクト1名以上の専任の専門家（メンター）は不要なのでしょうか？

オープンイノベーション枠のプロジェクトのメンターと重複しても問題ないでしょうか？

回答2-②

オープンイノベーション枠のプロジェクト枠のメンターとの重複は問題ありません。